

再開発中間報告

つやま市議会だより

38号 (再開発特集②)

2007年(平成19年)2.10

未処分床が十五億六百万円となっています。

これらが平成十三年五月に県が命じた「是

正命令」の内容であり、定款違反の資金の流

れです。不正流用の責任について、調査を重

ねていますが、組合の幹部、デベロッパーや

コンサルタントなどの関係者からは、「私の

責任で資金を動かした」とか「役員会の決定

による」といった供述は、誰からも得られず、

また、認める者もいませんでした。

三月の最終報告で具体的な使途・責任論に

ついて明らかにしたいと思っています。

アルネに関係する 「裁判」の内容について

中央街区組合といわゆる県の是正命令に反対した権利者との間の訴訟は①平成十三年の賦課金の賦課決定等に関する決議無効の確認を求める総会決議無効確認請求事件②反対派権利者が所有するアルネ不動産の滞納処分(差押)の取消を請求した滞納処分取消請求事件③株大黒屋が組合から取得した保留床の売買代金残金と組合からの貸付金をあわせた約一億四千三百万円の組合への支払を求めた売買代金等請求事件、及び④株大黒屋及び株林容平商店が支払うべき仮設店舗賃料等約三千九百万円を請求する賃料等請求事件の四つ

林氏及び大黒屋に関する 裁判の結果について

の訴訟です。平成十七年九月一日の二審判決(広島高裁)で、反対派権利者の請求は棄却され、総会決議無効確認請求事件及び滞納処分取消請求事件については、一部の反対派が最高裁に上告したものの、平成十八年七月四日に最高裁が上告を棄却し、中央街区組合側の主張が、裁判において認められることになったもので、この判決をもって、中央街区組合内部の裁判は終結しているものです。

中央街区組合においては、法の壁で債権回収が進まず、今日、一般権利者は大きな犠牲を強いられていることを鑑みれば、林氏のやり方を厳しく批判しておきます。

中央街区組合役員への 「貸付金」について

中央街区組合幹部を含めた十三人の権利者に対する組合からの個人への定款違反の貸付金は、約三億九千六百万円であり、回収が進められており、貸付金残額は、十人分で約一億七千万円となっています。なお、詳細な内容については、最終報告で明らかにします。

全体準備組合と 資金の流れについて

全体準備組合は、南新座再開発組合、吹屋町組合、中央街区組合の三つの再開発組合を「総まとめ」してきた「権利者の任意組合」であり、津山市の再開発事業の中心的役割を

立て処理が行われ、また、林泰史氏本人も自己破産を申し立てて、現在、処理中です。

結局、中央街区組合は、約四億円に及ぶ株大黒屋に対する債権がまったく回収できない状況になっています。